

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月13日

札幌市長 殿

提出者

住 所 札幌市中央区大通西7丁目1番地1

氏 名 前田建設工業株式会社 北海道支店

執行役員支店長 土屋 建

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 011-252-7320

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田建設工業株式会社 北海道支店
事業場の所在地	札幌市中央区大通西7丁目1番地1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06総合工事業
②事業の規模	完成工事高 82.17億円（令和3年度）
③従業員数	82人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 資材納入業者に簡易梱包を要請して梱包用の廃プラ類を削減した。 金属部材の工場加工を推進して現地での加工量を削減した。 木製型枠の工場加工を推進して現地での加工量を削減した。 部材のプレキャスト化を推進して現地での製造工程を削減した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 資材納入業者に簡易梱包を要請して梱包用の廃プラ類を削減する。 金属部材の工場加工を推進して現地での加工量を削減する。 木製型枠の工場加工を推進して現地での加工量を削減する。 部材のプレキャスト化を推進して現地での製造工程を削減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 職員と作業員等の関係者に分別の重要性を教育した。 品目ごとの分別を徹底して混合廃棄物の発生量を削減した。 廃プラ類の非塩ビ系（再生可能品）、塩ビ系（再生不可品）、タイルカーペット類の収集かごを別々にして廃プラ類の分別を細分化した。 金属くずを利用可能なものと端材を分別して場内での再利用を図った。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 職員と作業員等の関係者に分別の重要性を教育する。 品目ごとの分別を徹底して混合廃棄物の発生量を削減する。 廃プラ類の非塩ビ系（再生可能品）、塩ビ系（再生不可品）、タイルカーペット類の収集かごを別々にして廃プラ類の分別を細分化する。 金属くずを利用可能なものと端材を分別して場内での再利用を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
再生砕石製造施設を所有する中間処理業者にコンクリートくずやアスファルトコンクリートくずの処理を委託した。 RPF製造施設を所有する中間処理業者に木くず・紙くず・廃プラ類の処理を委託した。 造粒固化や改質固化施設を所有する中間処理業者に汚泥の処理を委託した。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生砕石製造施設を所有する中間処理業者にコンクリートくずやアスファルトコンクリートくずの処理を委託する。</p> <p>RPF製造施設を所有する中間処理業者に木くず・紙くず・廃プラ類の処理を委託する。</p> <p>造粒固化や改質固化施設を所有する中間処理業者に汚泥の処理を委託する。</p> <p>リサイクル施設を所有する中間処理業者の調査・選定。</p>		
※事務処理欄			

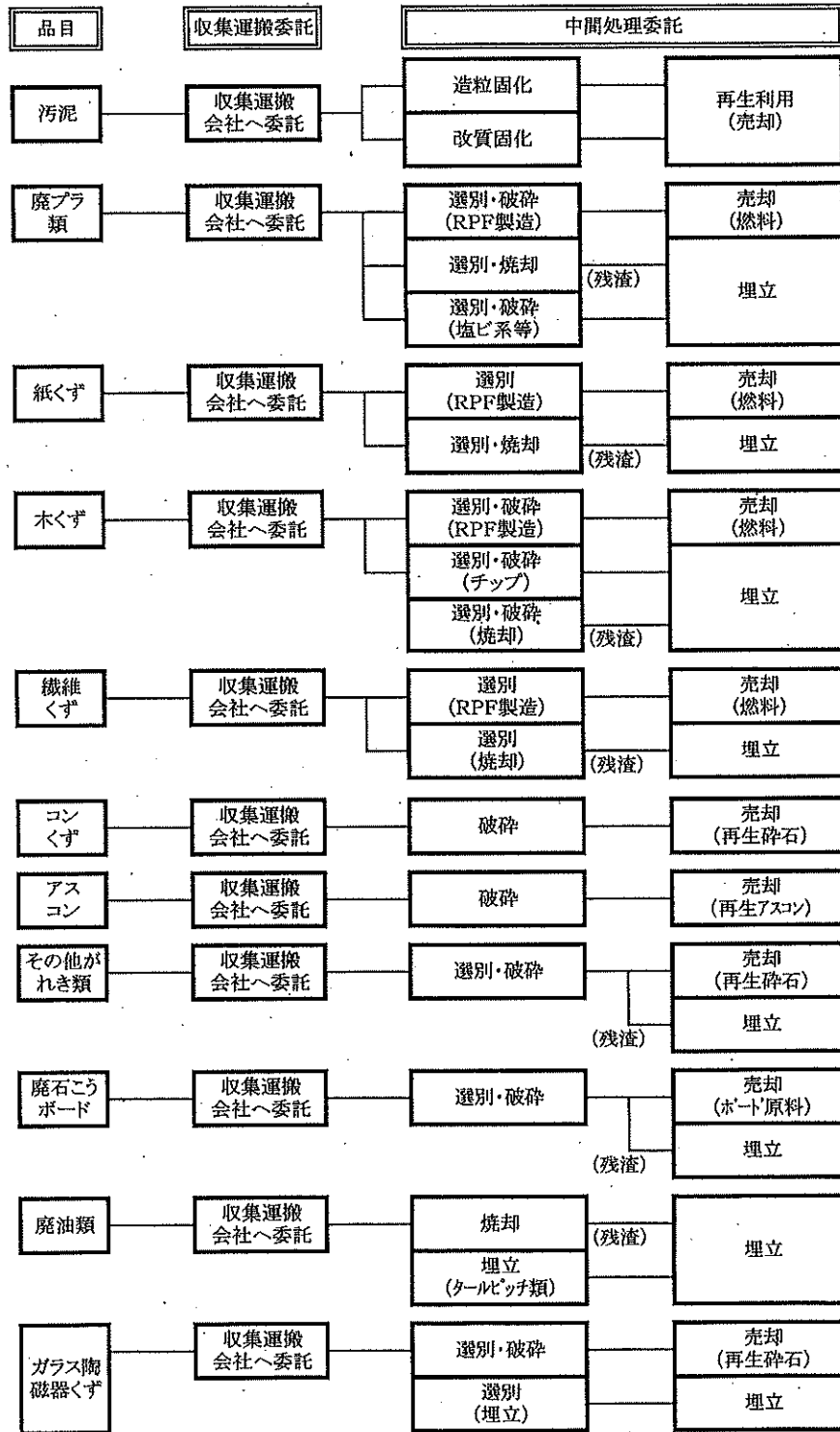
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

【全廃棄物について】

1. 可能な限り再生処理業者に処理を委託して再資源化を推進する。
 ①RPF製造施設を所有する中間処理業者へ処理を委託する。
 ②造粒固化施設や改質固化施設を所有する中間処理業者に処理を委託する。
2. 廃棄物の分別を推進して混合廃棄物の発生量を削減する。
3. 材料のプレカット化やプレキャスト化を推進する。
4. 完全電子マニフェスト化への取組
5. 産業廃棄物の一連の処理工程



【別添2】管理体制図(社内建設副産物対策規則抜粋)

建設副産物対策の組織と責務

1. 建設副産物対策の組織図

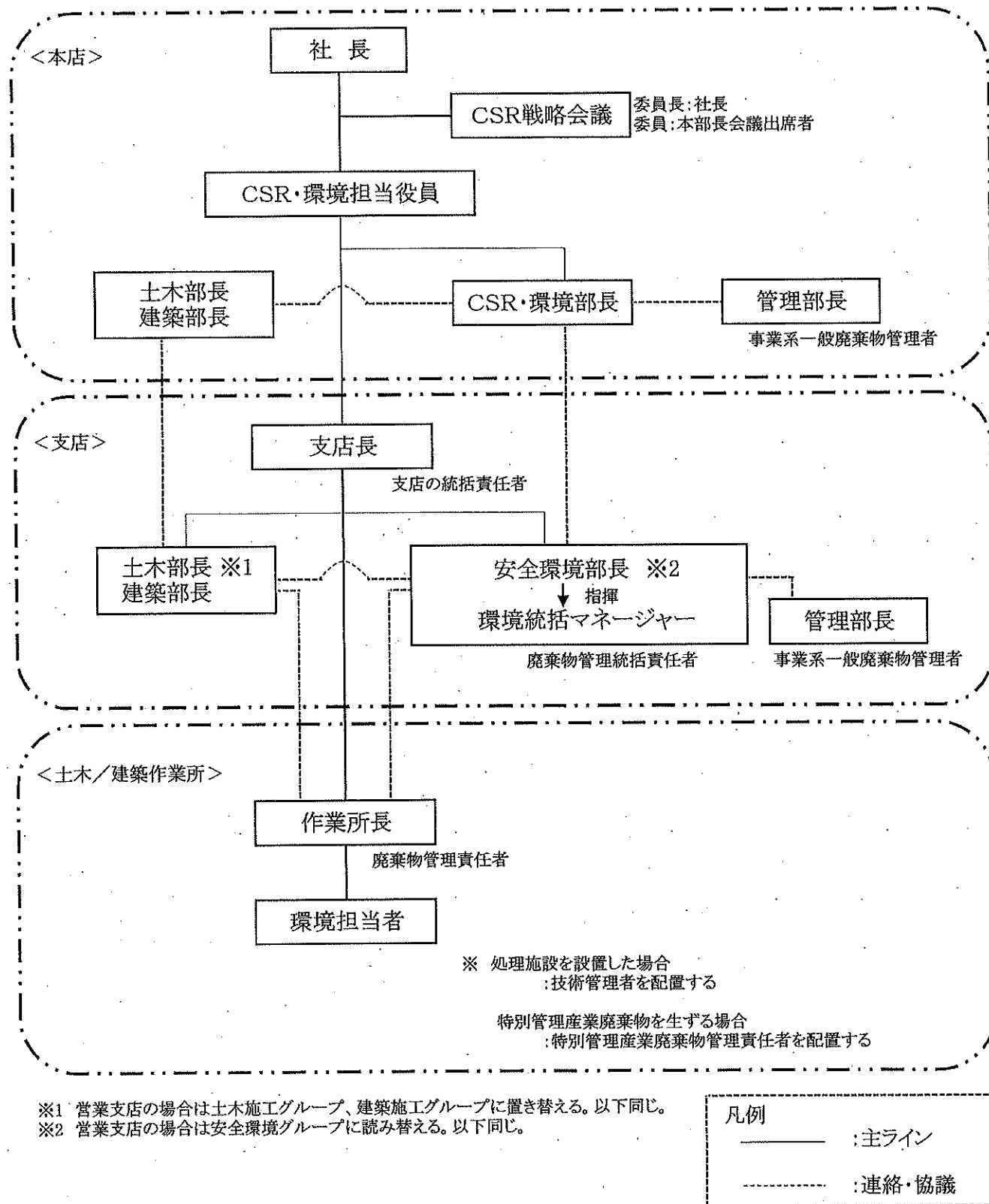


図1. 建設副産物対策の組織図

2.建設副産物対策の責務

前項【図1. 建設副産物対策の組織図】における、建設副産物対策に関しての本店、支店及び作業所の主な責務を以下に示す。

2.1 本店

本店は、建設副産物対策を推進するための計画の策定、管理標準類の整備、社内体制の確立、法規制等の管理を行う。

- (1) CSR・環境担当役員
 - ①全社の統括責任者
 - ②社内体制の確立
 - ③実績把握
- (2) CSR・環境部長
 - ①建設副産物対策を考慮した中期環境計画等の策定
 - ②標準類の見直し、制定、改訂、廃止等
 - ③全社の実績把握とCSR・環境担当役員への報告、実績の情報公開
 - ④法令やガイドライン等の情報収集と本店関連部所、支店への提供
 - ⑤廃棄物処理施設申請DBの管理、申請に必要な書類類の収集配付の管理
- (3) 本店部門長
 - ①建設副産物対策を考慮した各部門に関する統括的活動の環境目的・目標等の策定
 - ②標準類の見直し等
- (4) 本店土木部長／本店建築部長
 - ①建設副産物対策を考慮した土木／建築施工に関する統括的活動の環境目的・目標等の策定
 - ②標準類の見直し等
 - ③各部門ごとの全社の実績集計
 - ④各種情報の支店関連部所への提供
- (5) 本店管理部長
 - ①本店の事業系一般廃棄物の管理
 - ②廃棄物処理施設申請に必要な書類の調達

2.2 支店

支店は、建設副産物対策を積極的に推進するため必要な措置を講ずる。

- (1) 支店長
 - ①支店の統括責任者
 - ②廃棄物処理委託契約の承認
 - ③廃棄物管理統括責任者の任命
- (2) 支店安全環境部長
 - ①環境統括マネージャーの指揮
- (3) 環境統括マネージャー
 - ①支店の廃棄物管理統括責任者
 - ②建設副産物対策を考慮した支店の環境目的・目標書等の立案
 - ③支店制定標準類の見直し、制定、改訂、廃止
 - ④廃棄物等の実績把握と本店への報告
 - ⑤本店からの通達や法律改正情報の支店関連部所、作業所への提供
 - ⑥自治体の発行する条例等の情報収集と支店関連部所への提供
 - ⑦マニフェストの運用管理及び保管(運用管理については4.12マニフェスト運用管理の手順参照)

- ⑧再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書の作成状況及び保管状況の確認〔※再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)は以下 再生資源利用[促進]計画書(実施書)という。〕
 - ⑨廃棄物処理委託業者の調査、支店土木部/支店建築部の評価協力及び承認時の確認 (P12/27 建設廃棄物処理委託契約の基本フロー図 参照)
 - ⑩「廃棄物処理法」に従い、多量排出事業者の責務である「産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書」を作成し当該行政へ提出
 - ⑪「廃棄物処理法」に従い、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し当該行政へ提出
 - ⑫廃棄物処理施設の設置申請上、必要な書類のCSR・環境部への依頼と当該作業所への配付
- (4) 支店土木部長/支店建築部長
- ①建設副産物対策を考慮した各支店施工活動の環境目的・目標等の策定(作業所と目標値の調整)
 - ②支店制定標準類の見直し等
 - ③各部門ごとの実績集計
 - ④再生資源利用[促進]計画書(実施書)の作成・提出の確認及び保管
 - ⑤各種環境情報の支店関連部所・作業所への提供
 - ⑥廃棄物処理委託業者との委託契約の承認
 - ⑦マニフェストの運用管理(運用管理については4.12マニフェスト運用管理の手順参照)
 - ⑧産業廃棄物処理施設設置作業所への管理技術資格者の配置
 - ⑨特別管理産業廃棄物発生予定作業所への特別管理産業廃棄物管理責任者資格者の配置

2.3 作業所

(1) 作業所長(直轄・営繕工事責任者を含む。)

- ①廃棄物管理責任者(または、支店土木部長/支店建築部長の承認を得た者)
- ②再生資源利用[促進]計画書(実施書)の策定、公共工事は工事仕様書に基づきCOBRISへ入力。
- ③作業所の標準類の制定・改訂・廃止
- ④環境担当者の指名
- ⑤廃棄物処理委託業者の調査及び選定
- ⑥廃棄物処理委託業者との委託契約書の作成
- ⑦職員・協力会社への環境教育と建設副産物対策を考慮した作業所環境重点項目等の周知
- ⑧産業廃棄物処理施設を設置する場合、産業廃棄物処理責任者※1の責務と技術管理者※2の指名
- ⑨特別管理産業廃棄物を生ずる場合、特別管理産業廃棄物管理責任者※3の指名
- ⑩作業所内の事業系一般廃棄物の処理
- ⑪マニフェストの運用管理(運用管理については4.12マニフェスト運用管理の手順参照)
- ⑫支店環境目的・目標に基づいた作業所環境重点項目等の策定

(2) 環境担当者

- ①再生資源利用[促進]計画書(実施書)等の更新・掲示
 - ②マニフェストの運用管理(運用管理については4.12マニフェスト運用管理の手順参照)
 - ③建設副産物の分別、保管、処理の管理
 - ④廃棄物の排出実績の記録(環境ポータルサイトへの入力)
- ※1:廃棄物処理法第12条第8項で義務づけられた責任者
 ※2:廃棄物処理法第21条で義務づけられた管理者
 ※3:廃棄物処理法第12条の2第6項で義務づけられた管理者

産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状：前年度(令和3年度)実績量
計画：今年度(令和4年度)計画量(目標)

単位：トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		処理の委託				自らの中間処理		自らの焼却又は海洋投棄処分を行った(行)量		全処理委託量		委託認定処理業者への処理委託量		再利用率者への処理委託量		認定回収業者への処理委託量		認定回収業者以外の処理委託量	
	排出量		自らの再生利用を行った(行)量		自らの回収を行った(行)量		自らの中間処理に減量した(行)量		自らの焼却処分を行った(行)量		委託認定処理業者への処理委託量		再利用率者への処理委託量		認定回収業者への処理委託量		認定回収業者以外の処理委託量			
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃プラスチック類	29.16	26.24	-	-	-	-	-	-	-	-	29.16	26.24	29.16	26.24	29.16	26.24	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	9.63	8.67	-	-	-	-	-	-	-	-	9.63	8.67	9.63	8.67	9.63	8.67	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	123.17	110.85	-	-	-	-	-	-	-	-	123.17	110.85	123.17	110.85	123.17	110.85	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	61.00	54.90	-	-	-	-	-	-	-	-	61.00	54.90	61.00	54.90	61.00	54.90	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	3.60	3.24	-	-	-	-	-	-	-	-	3.60	3.24	3.60	3.24	3.60	3.24	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	26.64	23.98	-	-	-	-	-	-	-	-	26.64	23.98	26.64	23.98	26.64	23.98	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン片	2.22	2.00	-	-	-	-	-	-	-	-	2.22	2.00	2.22	2.00	2.22	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	51.36	46.22	-	-	-	-	-	-	-	-	51.36	46.22	51.36	46.22	51.36	46.22	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(安定型)	0.52	0.47	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	0.47	0.52	0.47	0.52	0.47	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	8.97	8.07	-	-	-	-	-	-	-	-	8.97	8.07	8.97	8.07	8.97	8.07	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	0.50	0.45	-	-	-	-	-	-	-	-	0.50	0.45	0.50	0.45	0.50	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	316.77	285.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	316.77	285.09	287.91	259.11	316.77	285.09	0.00	0.00	0.00	0.00